

特定技能制度における素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に
特有の事情に鑑みて定める基準の一部改正（案）に対する意見公募手続の結果について

令和6年9月30日
経済産業省製造産業局総務課

標記の案件について、意見公募手続を実施したところ、以下のとおり御意見を頂きました。頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 公募期間：令和6年7月19日（金）から同年8月23日（金）まで
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 御意見の総数

44件

3. 御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問合せ先

経済産業省製造産業局総務課

電話：03-3501-1511

御意見の概要	御意見に対する考え方
「特有の事情」は全ての業界にある。「特有の事情」というワーディングは不適切である。	「特有の事情」は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令における「当該産業上の分野に特有の事情」を受けたもので、「特有の事情」の具体的な内容については、特定産業分野ごとに、その特性や実情を踏まえて判断されるものです。
「生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野」は国内のすべての分野が該当すると思うが、特定技能において、ある一部の分野しか認められないというのは不透明ではないか。すべての分野が平等に扱われるべきではないか。	特定技能制度における受入れ対象分野の設定は、業界や関係団体等の御意見を踏まえ、分野を所管する省庁において対象分野への追加について検討した後、法務省を含む制度所管省庁がそれぞれの所掌から検討した上で、最終的な決定を行うものです。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
プラスチック成形(リサイクルを含む)が特定技能の対象分野になることは、リサイクルを通じてのゼロカーボン社会、サーキュエコノミー社会の形成、人手不足への対応など、業界にとって必要である。改正案を実現してほしい。	
プラスチック成形は、現代社会において非常に重要な技術であります。製造業の中核を成す分野であり、自動車産業から電子機器、消費財まで幅広い製品の製造に欠かせない。特に近年、持続可能性や環境負荷の低減を目指す動きが強まっており、プラスチックの成形技術はこれらの課題解決にも寄与している。プラスチック製品製造業が特定技能の対象分野に加えられることで、プラスチックリサイクル業界全体の競争力が向上し、外国人の雇用機会が拡大することで現下の人手不足への対応力が向上する観点から、この改正案を支持する。	今回、プラスチック製品製造業における人手不足への対応の必要性を踏まえ、特定技能外国人の受入れを可能とする対象事業所として「中分類18 プラスチック製品製造業」を追加する案としています。リサイクル材を使用する場合であっても、要件に該当すれば活用が可能です。
中分類プラスチック製品製造業を追加いただいたことは非常にありがたい。このままの形で公布・施行してほしい。	
こん包業は、「中分類48 運輸に附帯するサービス業」の中にあり、運送業界全般で利用できることから、ピッキングなど梱包に付随する業務も含むことが想定される。また、こん包作業はあらゆる製造業に関わるが、業として行っているかの確認が必要ではないか。例えば倉庫を併設する食品製造の出荷部門は入れるのかなどの疑義が出やすいので、こん包業としての売上は全体の半分以上とする、などの条件設定が必要では。	今回の改正では「中分類48 運輸に附帯するサービス業」の追加は想定していないため、「中分類48 運輸に附帯するサービス業」のうち、「小分類484 こん包業」以外の産業分類は制度の対象外となります。ピッキング等の業務については主たる業務には含まれませんが、工業包装の工程の一部にピッキング作業が含まれる場合には、関連業務として従事が可能となる場合があります。また、事業所が行う産業が「小分類484 こん包業」に該当するかどうかは、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会への入会手続の際に確認することとしており、直近1年間でこん包業にかかる製造品出荷額等が発生していることをもって判断します。なお、「小分類484 こん包業」の産業を行っている事業所の協議会入会要件等として、日本梱包工業組合連合会への所属を要件としています。
改正案では「小分類244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)」が特定技能外国人が活動できる分類に入っていない。溶接作業者の人手不足は深刻な状況である。対象となるよう検討してほしい。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
今回、「工業製品製造業分野」と分野名を変更し新たに追加された産業として「印刷・製本」区分がある。印刷指定されたグラフィ印刷作業は改正後の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二項、...中略...特有の事情に鑑みて定める基準」(特定技能に係る上陸のための条件)及び(特定技能雇用契約の内容の基準)が示されている。そして雇用契約の内容の基準第二条には「日本標準産業分類」に掲げられる 十一 中分類十五印刷・関連産業 に分類されている。ところが上記分類の関連産業にはグラフィ印刷も含め関連作業を一貫に実施している企業と関連作業を各工程毎に専門に生産としている事業者がある。そもそも、関連産業はそれが所属する日本標準産業分類は設定されていない。今回新たに追加された 十一 中分類十五印刷・関連産業 のグラフィ印刷事業者の主な製造物は「軟包装」(JIS Z 0108 包装-用語 番号1060 対応英語flexible package[2.2.16])と規定されている)食品等のプラスチック包装材である。2023年度における日本国内の上記製造物の国内市場は約1兆円と言われておりそれに従事する就労人員は公式な労働人口統計に載って来ない。しかしながら現状国内の食品流通において軟包装を利用していないモノは皆無と言って良いほど普及しており、食品以外でもスーパーマーケットやコンビニエンスストアに並ぶ商品品類と云って良いほどソフトプラスチックパッケージ(軟包装)にて包装されている。今、今後「育成・就労」制度の事前審査と「特定技能」制度の整合性を整えて行くのに前述の産業中分類の実態が合致している事は必須と考える。品別に、「育成・就労」制度の前身の「外国人技能実習」制度における作業一覧(90職種166作業)中 7その他(21職種38作業)にある印刷職種(グラフィ印刷作業)の審査基準7-2-2(様式1-4-1)の関連作業として以下の3つの作業が前述「軟包装」製造の必須作業として以下の様に記載されている。4ラミネート加工作業(包装材料として熱シールができるようにするために2枚以上の紙又はフィルムを、接着剤又は熱溶融樹脂等を用いてはり合わせる作業)5スリット加工作業(大きな幅で複数面印刷加工されたフィルムを自動包装機で使用できるように袋1枚ごとの幅に断断する作業)6製袋加工作業(印刷やラミネートされたフィルムを袋状にして包装材料にする作業)これらグラフィ印刷作業を含む4つの工程はどれ一つ欠けても「軟包装」製造が出来ない作業工程で、例えば自動車を作るのにエンジンだけ作成してボディやタイヤや電装品装備やそれらのアッセンブリーが無いに等しい関係である。又、前述グラフィ印刷含む4つの作業工程は一貫して行っている企業もあれば、小規模・専業企業においては各々独立した作業工程として事業化して企業をなしている事業所がある。そのいずれの工程作業の単独事業者においてもグラフィ印刷事業者と同様に「特定技能」制度の就労対象事業所として認める必要がある。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
お菓子、レトルト、冷凍食品、インスタント麺、食パン・惣菜パンなど日本ではほとんどのフィルムでの食品パッケージをグラフィ印刷で行っている。その主たる工程は、フィルムにグラフィ印刷で文字、銘柄を印刷し、その後、他の機能(酸素透過防止、水蒸気防止、耐ビホール、耐熱など)もフィルムと貼り合せ(ラミネート)、スリット(断裁)、製袋(一枚一枚袋にする)を行い各食品メーカーへ納められる。グラフィ印刷は印刷のみで消費者にとってはほとんどない。前述した全ての工程をもつ企業もあるが、ラミネートメーカー、スリットメーカー、製袋メーカーと分業化され、それぞれに多くの企業が存在している。今般、特定技能業種にグラフィ印刷をもつ企業は人手不足解消に外国人労働者を受け入れることが可能となったが、同じく人手不足に悩む印刷後の他の工程の専業メーカーは受け入れる資格を有さない。グラフィ印刷でフィルムに印刷ができたとしても人手不足で袋にならない可能性も予想される。食品包材が滞ることで食品が消費者へ届かないことも考えられる。グラフィ印刷関連業種に関しても特定技能への追加を認めてほしい。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
2024年3月末に決定された縫製業の特定技能への追加はありがたいが、今秋にかけて制度実装を進めている中、直近でビザの終了を迎えるような技能実習生に向けての救済措置は作れないか。	本告示の施行後であれば、「特定技能1号」への在留資格変更許可申請が可能となるほか、「特定技能1号」の在留資格に変更を希望される方で、在留期間の満了7日までに申請に必要な書類を揃えることができないなど、移行のための準備に時間を要する場合には、「特定技能1号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができる「特定活動(6月・就労可)」への在留資格変更許可申請を行うことができます。「特定活動」の詳細については以下のページを御確認下さい。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00025.html
現行技能実習制度にある自動車座席シート職種区分を特定技能職種では廃止すること。令和6年3月29日の製造業分野の特定技能制度で「工業製品製造業分野」の新たな業種・業務区分に繊維業が追加された。このうち繊維業については不払い賃金等の違反が多いことから特別な追加要件(案)が付けられている。この追加要件には同意する。他方で、自動車座席シートは同じ縫製業でありながら特殊な扱いとなっている。このような特殊な職種を特定技能、さらに育成・就労職種として残すことは問題である。他の縫製職種と同様な分類とされるよう求める。座席シートについても他の繊維産業と区別することなど同様な条件が必要である。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
工業製品製造業の追加業種である繊維業は、衣料品の縫製のほか、紡績、染色などが対象であるが、これに医療用脱脂綿・清浄綿や不織布等のコットン(綿)を原料とした製造業の追加を検討してほしい。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
日本経済における基幹産業と言えば、製造業の中では「自動車製造業」である。その自動車産業を下支えしている中小零細企業は、働き手が不足している事実があり、求人における待遇面では、メーカーには太刀打ちできない現状がある。基幹産業の活性化を図るためには、まずは人手の確保が肝要である。例えば「3113 自動車部分品・附属品製造業」(自動車内装含む)・「2922 内燃機関電装品製造業」・「2999 その他の電気機械器具製造業」・「2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業」などが該当する。自動車部品製造業の企業がより多く利用できる制度となるよう検討してほしい。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。
新旧対比表4ページ以降の「日本標準産業分類」の選定について、日本標準産業分類 中分類31、あるいは小分類311を追加できないか。我が国の自動車産業は自動化や省人化が飛躍的に進んだが、未だに人手に頼る工程が多々あり、若年層の製造業離れと労働人口の減少により、技能実習生(1号)と労働者派遣に頼らざるを得ない状況が続いている。育成・就労、特定技能の対象にならないものづくり企業における人手不足は深刻な状況になることが予測される。	御意見いただきありがとうございます。御意見については今後の検討の参考とさせていただきます、引き続き、特定技能制度の適切な運用に努めてまいります。

[illegible]